

19世紀英国における著作権 存続期間の議論について

弁護士 坂田 均

1 著作権の存続期間とは、著作物が権利として保護される期間のことである。現在の日本法では、原則として、創作の時から著作者の死後50年を経過するまでの間保護されるとされている(51条)。この期間中、著作者は著作物を排他的に利用してその利益を享受することができる。

世界で最初の著作権法といわれている1710年法(Statute of Anne)では、原則として、出版の時から14年間とし、もし満了時に著作者が生存しているときはさらに14年間延長するとされていた。ただ、当時の英国では、多くの場合、著作権は原稿と一緒に出版業者ら(印刷業者、書籍出版業者、書籍販売業者を含む)に譲渡されていて、著作者の手元にはなかった。従って、著作権の存続期間は、実質的には、出版業者らの独占出版期間として機能していたのである。

18世紀後半、この存続期間の有効性について、出版業者らの間で多くの法廷闘争が生じる。

その中でも最も重要なのがMillar v. Taylor (98 Eng. Rep. 201, KB1769) 事件である。詩人ジェームス・トムソンの人気作品「四季」の存続期間が28年で終了したとき、早速、出版業者テーラーが複製本を出版した。これに対して、著作権者ミラーは、著作権は消滅していないとして差止請求を提起したのである。裁判所は、意外にも、著作権はコモンロー上の権利であるから、1710年法が定める存続期間28年を経過しても著作権は消滅しないと判断した。この判断により、出版業者ミラーは「四季」の出版をその後も継続することができたし、当時、主要な書籍の著作権を独占していたロンドンの出版業者ら(多くは出版業者のギルドである the Stationer's Companyの組合員であった)は安堵した。彼らの著作権は永久に保護され、28年という期間制限を気にせず、その後も主要な書籍出版を独占することができるからである。しかし、この判決に対する新興勢力の反発は強く、さらに法廷闘争が繰り返されることになる。

この事件で裁判長を務めたマンズフィールド伯は、判決理由中で、「出版後のコピー(著作物)はコモンローによって保護され、アン法による登録義務、存続期間、その他の条項から独立している」と述べている。彼は、さらに、「才能と努力による金銭的利益は著作者に収穫させるべきである」と述べ、ジョン・ロック風の考えを示している。彼の論旨は、無体財産権についての深い理解と先例に対する広い知識に裏打ちされており、かなりの説得力をもつものであった。

しかし、マンズフィールド伯のこの判断は、5年後のDonaldson v. Becket (1 Eng. Rep. 837, HL 1774) 事件によってあっけなく覆される。裁判所は、著作権は、コモンロー上の権利ではなく、1710年法の定める28年間を超えては存続しないと判断したのである。この判決の中で、裁判官の一人であったカメデン公は、著作権の存続期間の伸長は、結果として、社会への知識の普及を阻害するものであると捉え、啓蒙主義の観点からマンズフィールド伯のコモンロー論を痛烈に批判している。

2 19世紀に入ると、英国では新聞や雑誌の市場が形成され、作家、詩人、批評家などの文筆家がパトロンから次第に自立し、職業として生計を立てることができるようになってきた。ディケンズ、サウディ、ワーズワースの時代である。

この時期になると、著作権は著作者のための権利として強化されるべきであるとの議論が活発化する。それは、出版業者の「独占」のための道具ではなく、正真正銘、作家や詩人などの著作者のための議論である。

著作権の存続期間について、サウディは次のように述べている(1813年サウディ―書簡集Ⅱ320頁)。

「文学的財産は他の財産権と同じように相続されるべきである。私の文学上の労力によって生み出された財産を28年間で私と相続人から取り上げるのは公正ではない。」

サウディのこの考え方も、ジョン・ロックの労働価値論の影響を受けたものと思われるが、文学作品などの著作物は一般の財産権と同じ様に保護されるべきであるとするものである。彼は、このあとの1842年法成立に向けて、著作者の存命期間(lifetime) + a の存続期間論を展開することになるが、この書簡の時点では、著作権が永久の権利であること、また、同時に、将来の彼の相続人の生活につい

て懸念があることを表明した、にとどまる。

同様に、イサック・ディズレリは、「ミルトンの娘が父の『失楽園』を遺産として承継していれば、彼女はミルトンの愛好家からの施しにそれほど感謝しなくて済んだはずである。」(Calamities of Authors, 2 vols., 1: 25, 41pp)としている。ミルトンが「失楽園」の著作権料として5 ㄖしか受け取っていないという話は有名である(C. Seville, Literary Copyright reform in Early Victorian England 1999 159pp)。著作権の存続期間の問題は、著作者と相続人の生活の確保という要請と密接に関連していたのである。

3 著作権の存続期間に関し、「生存期間(lifetime)」というアイデアが初めて登場したのは1814年法においてである。すなわち、同法では、出版から28年が経過したときに、著作者がまだ生存しているときは、「余命期間(the residue of his/her natural life)」権利が存続するとしていた(9条)。

1710年法と比較すると、1814年法の「生存期間」という発想は画期的である。1710年法は、著作権といいながら、本質は、古い時代の出版業者のための特権制度「レターズ・パテント(Letters Patent)」の色彩を残しており、著作者を保護するという発想は薄かった。これに対し、1814年法の「生存期間」には、サウディの考え方と同じく、自然法に由来するジョン・ロックの労働価値論やコモンローの影響が認められるからである。著作者の労働の成果は所有権と同じように財産権として保護されるべきであるという考え方である。

では「生存期間」というアイデアはどのような議論を経て立法化されたのであろうか。残念ながら、議会において「生存期間」または「余命期間」が存続期間として導入されるに至った経緯はよく分っていない。

ケンブリッジ大学CIPIL (Centre for Intellectual Property and Information Law)の研究調査(Primary Sources on Copyright 1450-1900)によると、「残存余命の利益」は、サムエル・イガートン・ブリッジズ(Samuel Egerton Brydges)下院議員によって提案されたものと思われる。彼は、1814年7月18日、委員会案に対して同月19日に存続期間の伸長について意見を述べていたが、翌日を含め、その後の下院議事録にそのような議論の形跡がない。1814年法に関しては書籍の寄託(deposits)が大きな

争点だったので、存続期間の議論は行われなかった可能性も高い。もしこの理解が正しいとして、このような重大な変更が、十分な議論なく下院と貴族院を通過したというのは、政治の不思議である。

4 1842年法で著作者の「生存期間」+7年間の存続期間とされ、初めて著作者の死亡後も権利が存続することとされた。

1838年、ワーズワースはクロニクル誌に、著作者の権利は「永遠の権利」であるべきだとの記事を掲載している(Seville 138pp)。また、ロンズデール公にあてた書簡では、「私が作家として無心に生涯をかけた作品について、私の家族への金銭的見返りを期待することは許されるべきである。それなのに、法が著作権に介入して、私の作品が私の死後『公有財産』になることについて国に異議を述べたい。」(The letters of William and Dorothy Wordsworth, 2nd edn. VI1835)

1842年法の成立に関しては、下院議員であったトーマス・タルフォードの並々ならぬ努力が評価されるべきである。タルフォードは、1837年から数種類の立法案を提出している。1837年法案は、「存続期間28年の経過により、著作権は著作者に戻り(revert)、その後、著作者の余命期間と死後60年間の保護が与えられる」としている。これが議論を巻き起こした60年論といわゆる権利復帰条項(Retrospective Clause)である。彼は、徹底的に著作者の保護を訴え、28年経過後に一旦著作権を著作者に戻すことを主張したのである。

ただ、「生存期間」+ a 論は、もともとサウディのオリジナルであったようだ。サウディによると、「生存期間」+ a に関して、タルフォードとの間で、以下の会話がなされている。

「著作権法上の疑問についてタルフォードとロンドンで会った。彼は、存続期間は著作者の死亡から起算すべきであるとの私のサジェスションを受け入れた。彼が存続期間は死後60年といった時に、私はリースのように99年を提案した。」(サウディ セレクションIV 511pp)。

一旦は、サウディやワーズワースの支持を得て、タルフォードの提案が通るかに見えたが、しかし、彼らの運動は、マッコウレイが登場することによってあっけなく崩れ去るのである。

5 マッコウレイはインドで行政官や立法担当者とし

て手腕を発揮した後、帰国して下院議員になった。彼の思想は改革派であり、自由貿易主義であった。読書層の拡大に対して、マッコウレイは、書籍市場においても自由貿易の原理を適用しようとした (Seville 65pp)。

著作権の存続期間については、出版から生存期間または42年の長い方という案を提案している。

「独占により、商品は市場に出なくなり、高価になる。」という一般論を著作物にもあてはめ、著作権の存続期間の伸長を「独占」の強化と捉えたのである。また、著作権使用料の徴求は文芸作品に対する「租税」であるとの議論も展開している。

さらに、マッコウレイは、著作者の子孫が著作権を承継すると、子孫の恣意によって社会的に有用な作品が社会に出てこなくなる危惧があると訴えている。存続期間の伸長によって、市民らの書籍へのアクセスが阻害されると主張するのである。

彼の議会での演説 (Speech on Copyright, delivered in the House of Commons, Feb 5th, 1841, and Apr 6th 1842) は、現在でも知る人ぞ知る有名なものであるが、当時、議会で優位に立っていたタルフォードの勢力を抜群の説得力をもって一夜にして崩壊させてしまったのである。

タルフォードとマッコウレイはそれぞれの提案を譲らず、存続期間の伸長問題の調整は困難であると思われた。

最後は、当時下院の院内総務で、その前後に首相であったロバート・ピールによって妥協案が作成され、1842年法は生存期間+7年で落ち着いたのである。

マッコウレイがインドに留まっていたら、そして、著作権存続期間の問題への関心を寄せなければ、おそらくタルフォードの提案が通っていたはずである。この議論に登場するまで、マッコウレイには著作権法に関する発言はなく、また、存続期間伸長反対派に属していたと云うこともない。

歴史はその時々偶然によって翻弄されることがあるという教訓である。